

経済的価値を勘案した電波利用料の料額算定の考え方について

1. 公共性の勘案について

(1) 報告書(案)における記述

防災無線や放送など、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務が法令等において規定されているものについては、料額の算定において、その公共性を勘案することが適当である。(第4章第4節 料額算定におけるその他の要配慮事項)

(背景となる考え方)

電波法の目的

電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増進

報告書案の序章

国民共有の資源である電波が事業活動に用いられる場合は、市場活動を超えても国民が等しくその利益を享受できるように努めるべき電波の公共性と、本来自由であるべき市場活動との調和をとりつつ、電波利用社会全体の発展を図る必要がある。

(2) 提出された意見の概要 (防災・放送関係からの補足意見あり)

NTT東西(あまねく電話義務を法定等)

電力など公益事業

道路交通管理など公共性が認められる無線局

衛星の不感地帯対策のための地上放送局

電波の使用形態や使用目的等の違いを勘案せず、公平な料金の算定が必要

2. 技術的要素等の勘案について

(1) 報告書(案)における記述

特記なし。

(2) 勘案すべきとの意見

衛星システム(外国無線局との周波数調整、異業務無線システムとの間の共同利用等)
レーダ等、広帯域周波数が必要となる無線システム
使用頻度の極めて低いモジュール端末

(3) 勘案すべきでないとの意見

技術的に中立な料額を設定すべき

3. 新規ビジネスへの優遇措置の適否について

(1) 報告書(案)における記述

特記なし。

(2) 優遇措置を設けるべきとの意見

新規参入事業者や新規展開地域での投資インセンティブのため、利用者数に比例して事業者の初期コストを小さくすべき
新規事業者に関しては、単年度黒字達成までの優遇措置の考慮などが必要
新たな無線利用技術は一定期間減免措置を設けるべき

4．料額算定の具体化について

(1) 報告書(案)における記述

今回の電波利用料の見直しにあたっては、新たに経済的価値に基づく料金を徴収することとしているが、他方で、料額の高騰を防止し、ワイヤレス産業の衰退懸念を払拭する観点からは、電波利用料の用途及び料額に一定の歯止めを設けることが適当である。

具体的には、負担額の歯止めとして、

ア 電波利用料の用途は、現行の電波利用共益事務と同様に、法律に限定的に規定することを基本とすること、

イ 電波利用料の料額は、個々の料額を法律に規定することを基本とする
が、詳細にわたるときは、必要に応じ、徴収総額の上限を法定した上で、
個別の料額は下位法令に規定する等の仕組みとすること

の双方を確保することが適当である。

(2) 対応(案)

本論点に関し、徴収総額や料額の算定方法の透明性確保方策などについての意見が提出されたところ。

これらの意見を踏まえ、上記報告書(案)の記述に加え、一層の透明性の確保の観点から、「今後、総務省において、料額算定の具体化を図るにあたっては、国民の意見等を広く聴取するなど、透明な手続きを経ることが適当である」旨、追記することが適当。